

防衛省退職後 団体傷害保険

団体総合生活補償保険(標準型)

防衛省スケール
メリットで
団体割引等
最大
約**59%**



加入できる**ご家族の範囲拡大!**
お子さま、両親、兄弟姉妹は
別居でも加入可能!



最長**89才**まで加入可能!



「**総合賠償型(特約)**」付帯で
自転車保険の
加入義務(努力義務)化にも対応!



団体傷害保険の特徴は
動画で確認!



主な
特徴

- ケガによる入院・通院は**1日目から補償!**
- 親介護補償型(特約)**も現役から**継続加入可能!**
- ケガによる保険金は**WEBからも請求可能!**
- 予備自衛官、即応予備自衛官の皆さまも加入可能!**

もしものときへの「各種特約がセットされた補償」を、「防衛省スケールメリットが適用された保険料」でご提供します。

防衛省退職後団体傷害保険の特徴

- 1 退職者のみなさまにも現役制度と同一の割引**
団体契約のため、団体割引等が適用され、**最大約59%の割引**が適用されています。(補償項目によって適用割引率は異なります。) 年払一括保険料となるため、現役制度よりお得な保険料になっております。
- 2 予備自衛官、即応予備自衛官には現役同様の補償をご提供**
自衛官として勤務されている間については、現役制度と同様、自衛隊の固有危険補償をご提供します。
- 3 年令によらず保険料は一律(親介護補償型(特約)を除く。)**
加令による保険料のアップはありません。
- 4 国内外・24時間補償**
 - ケガによる入院・通院ともに1日目から補償します。(通院のみでもお支払いします。)
 - 交通事故の場合は、手厚く補償します。
 - 地震等の天災によるケガも補償します。
 - 第三者の加害行為等によるケガの場合、2倍の傷害保険金をお支払いします。
- 5 期限切れの心配なし 毎年4月18日で自動継続*されます。**
※前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。) なお商品改定があった場合は、保険料・補償内容等が自動的に変更になります。

ご加入いただける方の範囲

- 申込人** ※4月18日時点で申込人本人の年令が満90才以上の場合は、他の被保険者を含めて自動継続されません。
次のいずれかの方となります。
 - ・防衛省(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構・防衛省共済組合を含む)を退職し、退職時点で「防衛省 職員・家族 団体傷害保険」に加入していた方、かつ退職時点で「防衛省 退職後 団体傷害保険」に加入した方
 - ・予備自衛官または即応予備自衛官の方
- 被保険者(補償の対象者)** ※4月18日時点で被保険者の年令が満90才以上の方は自動継続されません。
加入申込票に記名することで次の方を被保険者本人としてご加入することができます。
 - ・申込人本人 ・申込人本人の配偶者 ・申込人本人のお子さま(実の子の配偶者も含まれます。)
 - ・申込人本人または配偶者の両親・兄弟姉妹 ・申込人本人と同居の親族(血族6親等内、姻族3親等内)※被保険者が申込人本人と異なる場合は、この書面に記載された内容のうち重要な事項を被保険者にもご説明ください。

- 6 診断書不要・WEB請求も可能**
30万円以下の保険金をご請求される場合、診断書のご提出は不要です。

- 7 「健康・暮らしの電話サービス」をご提供(防衛省退職後団体傷害保険の加入者限定のサービス)**
日常のお身体の悩みから日常生活上のトラブルに関する相談にお答えいたします。三井住友海上の生活サポートサービスの例は次のとおりです。ご連絡先は加入者証をご確認ください。

サービス例 ▶ 健康、医療、介護相談 ・暮らしのトラブル相談、税務相談 等

- * 詳しくは、共済組合支部常駐職員におたずねください。
- * サービス内容により対応可能な時間が異なります。
- * 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご存じ
ですか?

高齢者のケガによる入院・外来原因の第1位は「手足(大腿骨・その他四肢)の骨折」です。[※]

※厚生労働省「令和2年患者調査 推計患者数、性・年齢階級(5歳)×傷病小分類×施設の種類・入院-外来の種別別(総数)」より

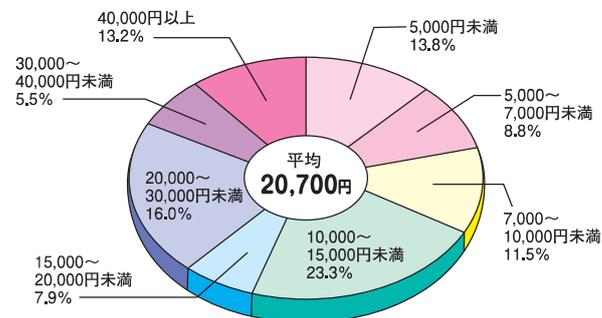
医療制度改革により、病院窓口での自己負担額が引き上げになりました。

平成26年4月以降70才以上の高齢者で現役並み所得の方は、現役同様に自己負担額が3割となっています。また、平成26年度から現役並み所得者を除き、70~74才は2割負担となっています。

入院1日あたりの自己負担額は、
平均20,700円です。[※]

※(公財)生命保険文化センター 令和4年度「生活保障に関する調査(速報版)」より

- (注1) 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。
高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額
- (注2) 集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む))
- (注3) ケガだけでなく病気で入院した場合を含む。



団体傷害保険

「ケガの補償 + オプション」で、 さまざまなリスクに備えることができます。

ケガの補償

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来のさまざまな事故によるケガを補償します。

事故例

- ・交通事故で後遺障害が発生した。
- ・自転車と衝突してケガをし、入院した。
- ・家の中で転倒してケガをして入院した。
- ・地震が起き、物が倒れて下敷きとなり、ケガをし、入院した。



交通事故に遭ってケガをした



地震が起き、ケガをした

オプション1 総合賠償型(特約)

○日常生活個人賠償責任補償 <示談交渉サービス付(国内のみ)>

日本国内・国外を問わず、日常生活に起因する偶然な事故に対して、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負われた場合、保険金をお支払いします。

事故例

- ・自転車運転中に歩行者とぶつかり大ケガを負わせた。
- ・洗面所の水を過ってあふれさせてしまい、階下の他人宅の家財を水浸しにした。
- ・買い物中、お店の花瓶を誤って落として割ってしまった。
- ・散歩中、飼犬がケガを負わせた。



自転車で歩行者にケガをさせた



階下の他人宅を水浸しにした



他人から借りたタブレットを破損した。

○受託物賠償責任補償

受託物(*)を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合、保険金をお支払いします。

(*)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、パンフレットP.17の「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。

事故例

- ・学校から借りたパソコンやタブレットを破損した。
- ・介護のためにレンタルした車いすを破損した。
- ・海外旅行のために賃貸業者からレンタルしたスーツケースを盗難された。
- ・レンタルしたゴルフクラブを破損した。

オプション2 親介護補償型(特約)

親御さまが要介護3以上の状態(*)となり、その要介護状態が30日を超えて継続した場合、保険金をお支払いします。

事故例

- ・父親が脳卒中で倒れ、一命を取り留めたものの、要介護3と認定された。
- ・母親が交通事故で脊椎を損傷し、寝たきりとなった。

(*)詳細はパンフレットP.7をご覧ください。

※現役時に親介護補償型(特約)に加入していた親御さまで継続して加入される方のみ対象です。(新規でのご加入はできません。)



脳卒中で倒れ、要介護3と認定された

ご加入にあたっての参考例

保険金のお支払い例

Aさんは、道路を横断中、車にひかれて足を複雑骨折。病院に運ばれてすぐ手術を受けましたが、退院までに20日間入院し、その後完治まで10日間通院しました。

C型3口ご加入の場合

傷害入院保険金：
4,500円×3口×20日 = 27.0万円
傷害手術保険金：
4,500円×3口×10倍(入院中) = 13.5万円
傷害通院保険金：
2,500円×3口×10日 = 7.5万円
合計 48.0万円

ご加入例

ご退職者本人、配偶者、同居のお子さま1名の例

- ご本人：C型2口、総合賠償型有
- 配偶者：C型2口
- お子さま：C型1口

合計年払一括保険料

33,990円

1か月あたりに換算すると

約2,830円となります。

「一般の事故の場合」C型2口で入院1日あたり5,000円補償!

<上記ご加入例のケガの補償保険金額>

被保険者	一般の事故の場合			交通事故の場合		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
ご本人	6,300円	5,000円	2,200円	11,800円	9,000円	5,000円
配偶者	6,300円	5,000円	2,200円	11,800円	9,000円	5,000円
お子さま	3,150円	2,500円	1,100円	5,900円	4,500円	2,500円

この保険は、年1回払です。後記「ご加入の手引き / 保険料払込方法」欄の記載内容を必ずご確認ください。

ケガの補償

お役に立てる1分動画



保険金額と保険料

C型

退職者・ご家族の方用

限度口数：1被保険者あたり7口まで
(年齢によらず一律)

退職者本人、ご家族の皆さまはこちらのプランとなります。
(おひとりずつお申込みが必要となります)

被保険者	一般の事故の場合			交通事故の場合※1		
	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額※2	傷害通院保険金日額	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額※2	傷害通院保険金日額
本人	3,150千円	2,500円	1,100円	5,900千円	4,500円	2,500円

年払保険料

1口あたり	6,570円
1か月あたりに換算すると	約550円になります。

■中途加入時一時払保険料(注)

<1口あたり>

4月19日から	5月18日から	6月18日から	7月18日から	8月18日から	9月18日から
6,570円	6,000円	5,490円	4,910円	4,360円	3,820円
10月18日から	11月18日から	12月18日から	1月18日から	2月18日から	3月18日から
3,280円	2,710円	2,190円	1,640円	1,100円	540円

(注)中途加入時保険料は次に到来する4月18日までの保険料

D型

予備自衛官等用

限度口数：1被保険者あたり7口まで
(年齢によらず一律)

予備自衛官、即応予備自衛官ご本人はこちらのプランとなります。
(ご家族の方は、**C型** でのご加入となります)

被保険者	一般の事故の場合			交通事故の場合※1		
	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額※2	傷害通院保険金日額	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額※2	傷害通院保険金日額
本人	3,150千円	2,500円	1,100円	5,900千円	4,500円	2,500円

年払保険料

1口あたり	7,540円
1か月あたりに換算すると	約630円になります。

■中途加入時一時払保険料(注)

<1口あたり>

4月19日から	5月18日から	6月18日から	7月18日から	8月18日から	9月18日から
7,540円	6,910円	6,290円	5,660円	5,020円	4,410円
10月18日から	11月18日から	12月18日から	1月18日から	2月18日から	3月18日から
3,770円	3,140円	2,510円	1,900円	1,260円	640円

(注)中途加入時保険料は次に到来する4月18日までの保険料

C型・D型共通

※1 「交通事故の場合」の保険金額について

本商品に付帯の「交通事故危険のみ補償特約」(以下、「交通事故の場合の上乗せ部分」といいます。)の保険金額を、「一般の事故の場合」の保険金額に加算したものを表記しています。

(例)「交通事故の場合」の「C型」・「本人」の傷害通院保険金日額「2,500円」の内訳
「一般の事故の場合」：1,100円 + 「交通事故の場合の上乗せ部分」：1,400円

※2 傷害手術保険金について

傷害手術保険金は、次の算式によって算出した額をお支払いします。

- ① 入院中に受けた手術の場合：[傷害入院保険金日額]×10
- ② ①以外の手術の場合：[傷害入院保険金日額]×5

●第三者の加害行為等によるケガの場合、上記の2倍の保険金をお支払いします。詳細はP.14をご確認ください。

保険金のお支払いの対象となる事故

C型で補償される主な例



階段から落ちてケガをした



交通事故によりケガをした



スポーツ中にケガをした



地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波によりケガをした



レジャー中にケガをした

D型で補償される主な例

《退職者・家族用 C型》の補償内容に加えて、次の事故を現役制度と同様に補償します。

- ・戦争、暴動、外国からの武力行使等に巻き込まれたことによる事故※
※海上警備行動等の「自衛隊法関連規定B」(P.17参照)に基づく自衛隊職務遂行中に巻き込まれたものについて補償いたします。ただし、防衛出動、治安出動は除きます。
- ・核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性等による事故※
※災害派遣等の「自衛隊法関連規定A」(P.17参照)に基づく自衛隊職務遂行中の事故について補償いたします。
- ・自衛隊が保有している戦車、自走砲、装甲車、けん引車、雪上車その他装軌装輪車両、航空機、艦艇との接触、衝突などを「交通事故」として補償します。
- ・自衛隊の管理下においてスキーを装着して行う訓練中の事故は「交通事故」として補償します。
- ・特定感染症※の発病による後遺障害、入院または通院を補償します。「死亡保険金」はお支払しません。(地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする特定感染症の発病は補償されません。)
※四類感染症は、予備自衛官、即応予備自衛官ご本人の公務中の事故に限り補償します。
- ・自衛隊公務中の熱中症、日射病による身体の障害も補償します。
- ・自衛隊の公務の一環として行う山岳登山等の危険な運動中の事故や、試運転または興行等による事故も補償します。

「一般の事故の場合」で保険金をお支払いする事故

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツ中の事故 (2) 旅行中の事故 <ul style="list-style-type: none"> ●国内、海外旅行を問わず補償 (3) 家庭内の事故 (4) 地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波による事故 (5) その他、日常生活において発生するさまざまな事故 | <ul style="list-style-type: none"> (6) 次のような事故も補償 <ul style="list-style-type: none"> ●公務中の事故 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練中・災害派遣中の事故 ・艦艇に乗組中の事故 ・荷造り作業中、修理事業中の事故 ・銃、剣道・格闘訓練等の試合中、練習中の事故 ●国連平和維持活動中の事故 ●国際緊急援助隊としての活動中の事故 |
|---|---|

(注) 上記は想定されるケースを大まかに分類したものであり、事故内容の詳細によっては補償されない事がありますので、「保険金をお支払いできない主な場合」を参照願います。

「交通事故の場合の上乗せ部分」で保険金をお支払いする事故

※印を付した用語については、P.18～19の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

次に掲げる事故等によるケガ※に限り、傷害保険金をお支払いします。

1. 運行中の交通乗用具※との衝突、接触等(*)
2. 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(*)
3. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。)
4. 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
5. 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(*) (ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。)
6. 交通乗用具の火災
7. 以下D型のみ(自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用))

- 自衛隊が保有する戦車、自走砲、装甲車、けん引車、雪上車その他装軌装輪車両、航空機、艦艇との接触、衝突(道路外事故を含む)などの交通事故(ただし、艦艇搭乗中の事故は、運行中の艦艇の火災、沈没、転覆、座礁、衝突、接触による事故、運行中の艦艇外への転落による事故および運行中の艦艇内での転落による事故に限ります。)
- 自衛隊の管理下においてスキーを装着して行う訓練中の事故
- 災害派遣等の「自衛隊法関連規定A」(P.17参照)に基づく自衛隊職務遂行中に発生した地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波による交通事故

(*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。

充実のオプション

自転車保険にも対応!

お役に立てる1分動画



S型

オプション1 総合賠償型(特約)

お支払いする保険金の額と保険料

※総合賠償型単独での加入はできません。C型またはD型にセットして1口を限度に加入することができます。
総合賠償型の補償の対象者は、下記「総合賠償型で補償される方の範囲」に記載されている方となります。



年払保険料

1,140円

年令によらず一律

日常生活個人賠償責任補償特約 国内示談交渉サービス付	2億円限度 (免責0円)
臨時費用	被害者の死亡 10万円限度 被害者の20日以上入院 2万円限度
受託物賠償責任補償特約	20万円限度 (免責5,000円)
傷害見舞費用補償特約 (1回の事故につき) 100万円限度 詳細はP.13をご覧ください。	被害者1名につき 死亡: 30万円限度 後遺障害: 30万円に、後遺障害の程度に応じ定められた割合を乗じた額 入院: 入院期間に応じて定められた額(5万円限度) 通院: 通院日数に応じて定められた額(3万円限度)
第三者加害行為による人身傷害補償特約 詳細はP.13をご覧ください。	保険金額 3,000万円 臨時費用 (死亡の場合: 10万円限度 重度後遺障害が生じた場合: 2万円限度) (事故別の保険金のお支払額はP.13をご参照ください。)

■中途加入時一時払保険料(注)

(注) 中途加入時保険料は次に到来する4月18日までの保険料

4月19日から	5月18日から	6月18日から	7月18日から	8月18日から	9月18日から
1,140円	1,050円	950円	860円	750円	660円
10月18日から	11月18日から	12月18日から	1月18日から	2月18日から	3月18日から
580円	480円	390円	290円	190円	90円

総合賠償型で補償される方の範囲

【日常生活個人賠償責任補償特約・受託物賠償責任補償特約の場合】

総合賠償型(特約)をセットしたご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者と同居の親族および別居の未婚の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)となります。

【傷害見舞費用補償特約・第三者加害行為による人身傷害補償特約の場合】

総合賠償型(特約)をセットしたご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者と同居の親族および別居の未婚の子となります。

(注) 総合賠償型で補償される方の範囲は事故時点での続柄によります。

保険金のお支払いの対象となる事故

日常生活個人賠償責任補償特約 国内示談交渉サービス付(*)

- 日本国内・国外を問わず、被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や本人(記名被保険者)およびご家族の方々が日常生活に起因する偶然な事故に対して、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えた(他人からの借用財物・管理財物についてはお支払いの対象になりません。)ことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合、1回の事故につき日常生活個人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金などをお支払いします。
- 示談交渉サービス(*)は日本国内のみです。
- 被害者が死亡または20日以上入院した場合、臨時費用が支払われます。
- 電車等を運行不能にさせてしまったことで発生する経済的損害や被保険者の業務遂行に直接起因する賠償責任等お支払いしない場合があります。「他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(15ページ参照)」は、受託物賠償責任特約で補償します。



(*)【ご注意ください】

次の場合には、保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。
なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

受託物賠償責任補償特約

- 受託物(*)を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合、保険金をお支払いします。

(*)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、P.17の「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。



K型

オプション2

親介護補償型(特約)

お役に立てる1分動画



介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

お支払いする保険金の額と保険料

※退職時点で親介護補償型(特約)に加入していた親御さまのみ継続してご加入いただけます。

(新規でのご加入はできません。)

介護一時金支払特約	被保険者1名につき 介護補償(一時金)：300万円 ※満30才～89才まで継続可能(新規にご加入いただくことはできません。)
傷害死亡・後遺障害保険金額	ケガで死亡した時は、傷害死亡保険金として 300万円 。ケガで後遺障害となった時は、その程度の割合に応じて定められた額をお支払い。 ※地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故も補償。

■保険料(親1名あたりの年払保険料)

親の年齢	30才～34才	35才～39才	40才～44才	45才～49才	50才～54才	55才～59才	60才～64才	65才～69才
保険料	2,200円	2,200円	2,200円	2,350円	2,650円	3,380円	4,930円	8,570円

親の年齢	70才～74才	75才～79才	80才～84才	85才～89才
保険料	16,450円	33,350円	82,230円	174,670円

※保険料は、保険始期日である令和7年4月18日時点での親御さまの満年齢で決まります。更新の場合は、毎年4月18日時点での満年齢で決まります。
※退職時点で親介護補償型(特約)に継続加入する場合の保険料は、代理店・扱者にご相談ください。

親介護補償型の被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲

申込人本人またはその配偶者の親御さま(血族(養親を含む)のみ。同居・別居を問いません)。

(注)保険始期日(令和7年4月18日)時点で満30才以上89才以下の親御さまが対象となります。
申込人1人につき最大4名まで加入可能。



保険金のお支払いの対象となる事故

介護一時金支払特約

●申込人本人またはその配偶者の親御さま(血族(養親を含む)のみ。同居・別居を問いません。)が要介護状態(公的介護保険制度の要介護3以上または特約記載の状態。詳細は下記およびP.14、19をご覧ください。)になった期間が**30日を超えて続いた場合に**保険金300万円を一時金として支払います。

※親御さまがケガで死亡した場合も300万円、後遺障害となった場合もその状態に応じて12万円～300万円を保険金として支払います。

要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

1. 寝たきりにより介護が必要な状態 次の①および②のいずれにも該当する状態をいいます。

- ① 次のア.からエ.までのいずれかの状態であるために介護が必要な状態。具体的には<別表1>に規定する状態をいいます。
ア. 寝返りができない状態 イ. 立ち上がりができない状態 ウ. 歩行等ができない状態 エ. その他の複雑な動作等ができない状態
- ② 日常生活上の一部の行為において介護が必要な状態。具体的には<別表3>に規定する状態をいいます。

2. 認知症により介護が必要な状態 次の①および②のいずれにも該当する状態をいいます。

- ① 認知症により、次のア.からオ.までのいずれかの状態であるために介護が必要な状態。具体的には<別表1>に規定する状態をいいます。
ア. 寝返りができない状態 イ. 立ち上がりができない状態 ウ. 歩行等ができない状態 エ. その他の複雑な動作等ができない状態
オ. 日常生活上の行為がほとんどできない状態
- ② 認知症により、<別表2>に規定するいくつかの問題行動があるために介護が必要な状態。

<別表1>

(1)寝返りができない状態	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても、自分では寝返りをすることができない。
(2)立ち上がりができない状態	ベッド柵、手すり、壁、人の手等につかまっても、自分ではいす、ベッドまたは車いす等に膝をほぼ90度に屈曲させて座っている状態から立ち上がることができない。
(3)歩行等ができない状態	次のア.およびイ.のいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 壁、手すり、いすの背または杖等につかまっても、自分では両足での立位保持ができない。 イ. 杖、義足、歩行器等を使用しても、または、壁もしくは手すり等につかまっても、自分では歩行することができない。
(4)その他の複雑な動作等ができない状態	次のア.からウ.までのいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 自分では車いす等への移乗をすることができない。 イ. 壁または手すり等につかまっても、自分では片足での立位保持ができない。 ウ. 自分では入浴時の洗身を全く行うことができない。
(5)日常生活上の行為がほとんどできない状態	次のア.およびイ.のいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末も全くすることができない。 イ. 自分では食事を全く摂取することができない。

<別表2>

いくつかの問題行動があるために介護が必要な状態とは、次の①から⑳までのうち3項目以上に該当する状態をいいます。

- ①自分の生年月日および年齢のいずれも答えることができない。 ②現在の季節を理解できない。 ③今いる場所の認識ができない。 ④ひどい物忘れがある。 ⑤まわりのことに関心を示さないことがある。 ⑥夜間不眠または昼夜の逆転がある。 ⑦暴言または暴行を行う。 ⑧同じ話を繰り返したり、口または物を使って不快な音を立てる。 ⑨大声をだす。 ⑩介護者の助言や介護に抵抗する。 ⑪外出中に道に迷う。 ⑫物を壊すまたは衣類を破く等の破壊行為をする。 ⑬不潔行為をする。 ⑭異食行為をする。 ⑮物を盗られたなどと被害的になることがある。 ⑯作話をし周囲に言いふらすことがある。 ⑰実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。 ⑱泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 ⑲外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることがある。 ⑳1人で外に出たがり目を離せないことがある。 ㉑いろいろなものを集めたり、無断でもってこることがある。 ㉒火の始末や火元の管理ができないことがある。 ㉓周囲が迷惑している性的行動がある。

<別表3>

日常生活上の一部の行為において介護が必要な状態とは、次の①または②のいずれかの状態をいいます。

- ①自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末もすることができない。 ②自分では食事を摂取することができない。

ご加入の手引き

申込人	次のいずれかの方がご加入のお申し込みができます。 ●防衛省(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構・防衛省共済組合を含む)を退職し、退職時点で「防衛省 職員・家族 団体傷害保険」に加入していた方、かつ退職時点で「防衛省 退職後 団体傷害保険」に加入した方 ●予備自衛官または即応予備自衛官の方 4月18日時点で申込人本人の年齢が満90才以上の場合は、他の被保険者を含めて自動継続されません。
被保険者	加入申込票に記名することで次の方を被保険者(補償の対象者)本人とすることができます。 ●申込人本人 ●申込人本人の配偶者 ●申込人本人のおおさま(実の子の配偶者も含まれます。) ●申込人本人または配偶者の両親・兄弟姉妹 ●申込人本人と同居の親族(血族6親等内、姻族3親等内) 4月18日時点で被保険者の年齢が満90才以上の方は自動継続されません。 ※申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
保険期間	令和7年4月18日午後4時から令和8年4月18日午後4時までの1年間で、毎年4月18日午後4時をもって自動継続されます。
中途加入時の保険責任開始日	保険期間は原則申込日の翌月18日午前0時から令和8年4月18日午後4時までとし、以降毎年4月18日を基準日として自動継続されます。
変更・脱退	〈注意〉保険期間中でのご加入プランの変更および脱退については、次の場合を除き、原則できません。 ①保険期間中に防衛省共済組合員(自衛官、事務官)または予備自衛官、即応予備自衛官になられた場合 ②保険期間中に被保険者が死亡した場合
保険料払込方法	この保険は年1回払です。保険料は毎年6月にご指定口座から自動引き落としとなります。中途加入の方は、初年度保険料は現金にて納めていただきます。翌年以降はご指定口座からの自動引き落としとなります。 ※保険料の自動引き落としが出来なかった場合、翌月に再請求しますが、再請求時にも保険料のお払込みが出来なかった場合、継続加入出来ないことがありますのでご注意ください。
加入限度	被保険者1名あたりの限度口数は次のとおりです。 〈ケガの補償〉 退職者・ご家族の方用：7口、予備自衛官等用：7口 〈その他補償〉 1口
告知	被保険者(補償の対象者)が次に該当する場合は、「他の保険契約」欄にその内容を必ずご記入ください。 ①同種の危険を補償する他の保険契約(団体総合生活補償保険、普通傷害保険等)をご契約している場合 ②過去3年以内に5万円以上保険金を請求または受領したことがある場合
通知	ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社(幹事会社)へご通知ください。ご通知がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。 ①職業・職務の変更 ②住所の変更 ③同種の危険を補償する他の保険契約(団体総合生活補償保険、普通傷害保険等)をご契約する場合

- 加入申込票に必要事項をご記入のうえ、防衛省共済組合支部窓口までご提出ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

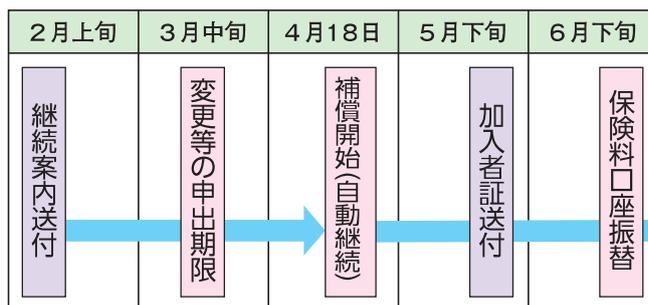
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご加入にあたっての注意事項

自動継続の取扱いについて

- 前年からご加入の皆さまについては、**ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。**(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)
ただし、**被保険者の年齢が満90才以上の方は、自動継続されませんのでご注意ください。**なお商品改定があった場合は、**保険料・補償内容等が自動的に変更となります。**継続に関するスケジュールは右表のとおりです。なお、**年度の途中で変更・脱退等の手続きはできません。**詳細は継続案内をご確認ください。



経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 【介護一時金】
保険金、解約返れい金は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。

継続契約に関する注意事項

- この保険の**保険期間は1年間**となります。
この団体傷害保険は、防衛省共済組合の組合員またはOB等の福利厚生を目的としたものであり、組合員間の公平性を確保するとともに、保険制度を長期安定的に運営することが必要です。
このため、**次の基準に該当した方は、継続加入ができないことや補償内容を変更(原則C型1口またはD型1口)させていただきます。**
なお、基準に該当した方が補償内容を変更した場合、原則その後の増口はできません。
- <基準> 過去3年間の保険金請求が10件以上かつ同期間内の支払保険金が100万円以上の加入者。**
※加入者本人だけでなく、配偶者、親族の事故も含まれます。
- 上記基準に該当しない場合でも過去の支払保険金の状況等を踏まえ、継続加入ができないことや補償内容を変更させていただくことがあります。
 - 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

税法上の取扱い(団体総合生活補償保険(介護一時金支払特約))(令和6年11月現在)

- 払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象なりません。
(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

その他ご注意

- この保険は防衛省共済組合が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実にされるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 引受保険会社または代理店・扱者は、**お客さまからの要求内容が不当である場合など、弁護士等へ対応を相談・委任することがあります。**
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。ただし、柔道整復師による施術であっても、施術所登録がない場所における施術は、保険金支払対象外となりますのでご注意ください。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいで案内します。

三井住友海上(幹事会社)

東京海上日動、損保ジャパン、あいおいニッセイ同和損保、日新火災、楽天損保、大同火災(共同保険引受会社)

万一事故にあわれたとき

保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

保険金支払いの履行期

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(**)を終えて保険金をお支払いします。^(***)
 - (*) 1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
 - (**) 2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (***) 3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

保険金のご請求時にご提出いただく書類

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・ 引受保険会社所定の保険金請求書
- ・ 引受保険会社所定の同意書
- ・ 事故原因・損害状況に関する資料
- ・ 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・ 引受保険会社所定の診断書
- ・ 診療状況申告書
- ・ 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・ 死亡診断書
- ・ 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・ 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・ 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・ 医療機関領収書

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

示談交渉に関する注意事項

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

代理請求人について

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

保険金をお支払いする場合／保険金のお支払額

※印を付した用語については、P.18～19の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	
傷害保険金 (C型・D型共通)	傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約	<p>保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注)C型、D型の交通事故の場合の上乗せ部分(「交通事故の場合」から「一般の事故の場合」を引いた保険金額の差額分)には交通事故危険のみ補償特約がセッティングされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。</p>	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約	<p>保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 (注)C型、D型の交通事故の場合の上乗せ部分(「交通事故の場合」から「一般の事故の場合」を引いた保険金額の差額分)には交通事故危険のみ補償特約がセッティングされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。</p>	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
	傷害入院保険金 ★傷害補償(標準型)特約	<p>保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注)C型、D型の交通事故の場合の上乗せ部分(「交通事故の場合」から「一般の事故の場合」を引いた保険金額の差額分)には交通事故危険のみ補償特約がセッティングされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。</p>	<p>傷害入院保険金日額×傷害入院の日数(180日限度) (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
	傷害手術保険金 ★傷害補償(標準型)特約	<p>保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けた場合 (注)C型、D型の交通事故の場合の上乗せ部分(「交通事故の場合」から「一般の事故の場合」を引いた保険金額の差額分)には交通事故危険のみ補償特約がセッティングされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。</p>	<p>①入院*中に受けた手術*の場合… 傷害入院保険金日額×10 ②①以外の手術の場合… 傷害入院保険金日額×5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>
	傷害通院保険金 ★傷害補償(標準型)特約	<p>保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注1)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 (注2)C型、D型の交通事故の場合の上乗せ部分(「交通事故の場合」から「一般の事故の場合」を引いた保険金額の差額分)には交通事故危険のみ補償特約がセッティングされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。</p>	<p>傷害通院保険金日額×傷害通院の日数(90日限度) (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
特定感染症による保険金(D型のみ)	特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ☆四類感染症危険補償特約(自衛隊の固有危険補償特約)セッティング	<p>保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症*による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症*による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡・後遺障害保険金および特定感染症*による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ☆四類感染症危険補償特約(自衛隊の固有危険補償特約)セッティング	<p>保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。) ①入院*した場合 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合</p>	<p>傷害入院保険金日額×感染症入院の日数 (注1)特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症*による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金または特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症*による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症*を発病した場合は、特定感染症*による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3)特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
	特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ☆四類感染症危険補償特約(自衛隊の固有危険補償特約)セッティング	<p>保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症*のため通院*された場合(以下、この状態を「感染症通院」といいます。)</p>	<p>傷害通院保険金日額×感染症通院の日数 (注1)特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症*による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金または特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中に通院*された場合は、特定感染症*による通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金または特定感染症*による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症*による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4)特定感染症*による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>

※上表の の箇所(傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金)は、親介護補償型(特約)オプションでも補償されます。

保険金をお支払いする場合 / 保険金のお支払額 (続き)

※印を付した用語については、P.18～19の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
日常生活 個人賠償 責任保険金 ★日常生活個人賠償 責任補償特約	保険期間中の次の①または②の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①本人の居住の用に供される住宅 ^(*) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ^(*) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \text{免責金額}^*(0円)$ (注1)1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
日常生活 個人賠償 責任保険金 (臨時費用) ★日常生活個人賠償 責任補償特約	上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次の①または②のいずれかに該当したとき。 ①事故の直接の結果として死亡したとき。 ②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院 [*] したとき。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が臨時に必要とする費用をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円 左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
受託物 賠償責任 保険金 ★受託物賠償責任 補償特約	保険期間中で、受託物 ^{(*)1} を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊 ^{(*)2} 、紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 ^{(*)1} 「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記P.17の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 ^{(*)2} 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}^*(*) + \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \text{免責金額}^*(1回の事故につき5,000円)$ ^(*) 被害受託物の時価額が限度となります。 (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

保険金をお支払いする場合 / 保険金のお支払額 (続き)

※印を付した用語については、P.18～19の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害見舞費用 保 険 金 ★傷害見舞費用補償 特約	保険期間中の被保険者の行為による偶然な事故により他人が被ったケガ*について、損害賠償金を支払うことなく、慣習として弔慰金や入院見舞金等を支払われた場合および見舞品を購入された場合 (注1) 引受保険会社の同意を得て支払われた費用に限ります。 (注2) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被害者1名につき次の金額を限度として、実際に負担された額をお支払いします。ただし、1回の事故について、100万円がお支払いの限度となります。 ①被害者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 (※1) 30万円 ②被害者に事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 30万円 × 100%～4% (約款所定の保険金支払割合) ③被害者が事故によるケガ*の治療*のため、入院*した場合 ア. 入院期間が31日以上の場合 5万円 イ. 入院期間が15日以上30日以内の場合 3万円 ウ. 入院期間が8日以上14日以内の場合 2万円 エ. 入院期間が7日以内の場合 1万円 ④被害者が事故によるケガ*のため、通院*した場合 (*2) ア. 通院日数が31日以上の場合 3万円 イ. 通院日数が15日以上30日以内の場合 2万円 ウ. 通院日数が8日以上14日以内の場合 1万円 エ. 通院日数が7日以内の場合 5千円 (*1) 既にお支払いした後遺障害見舞費用保険金がある場合は、30万円から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。 (*2) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 (注) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にあると補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
被害事故補償 保 険 金 ★第三者加害行為による人身傷害補償特約	保険期間中の次に掲げる被害事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡されたり、重度後遺障害*の状態になられた場合 (*) ①第三者*の故意による加害行為 (保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が警察署に届け出た場合に限りです。) ②ひき逃げ* (*) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて、181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。 (注1) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (注2) 「傷害」には、次に掲げるものを含みます。 ①身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 (継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を含みません。) ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ②偶然かつ外来による日射または熱射によって被った身体の障害 (障害の発生時において満23才未満の被保険者が被った障害に限ります。)	特約別紙に規定する被害事故損害額基準により算定された金額から、次の額を差し引いた額を保険金請求権者*にお支払いします。 ①自賠償保険等または自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた額 ②自動車保険の対人賠償義務者*が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金等の額 ③保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額 ④労働者災害補償制度*によって給付が受けられる場合には、その給付される額 (労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金は含みません。) ⑤犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和55年法律第36号) によって給付が受けられる場合には、その給付される額 ⑥賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した額 ⑦損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した給付の額またはその評価額 (保険金額が定額である傷害保険の保険金を含みません。) (注1) 1回の被害事故につき保険証券記載の保険金額を限度とします。ただし、特約別紙被害事故損害額基準付表I (後遺障害別等級表) の第1級、第2級または第3級 (3) もしくは (4) に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合は、保険金額の2倍の金額または2億円のいずれか低い額を限度とします。 (注2) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、上記の規定にかかわらず、引受保険会社の同意を得て、特約別紙被害事故損害額基準により算定された金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、引受保険会社が保険金を支払うべき損害の額として、引受保険会社に請求することができます。この場合、引受保険会社は、被保険者がその賠償義務者に対して有する権利については、これ取得しません。 (注3) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
被害事故補償 保 険 金 (臨時費用) ★第三者加害行為による人身傷害補償特約	被害事故補償保険金支払われる場合	臨時費用*を保険金請求権者にお支払いします。 (注) 保険金のお支払額は、1回の被害事故につき、次の額が限度となります。 死亡された場合 …………… 10万円限度 重度後遺障害の状態になられた場合 …… 2万円限度

制度の特徴

ケガの補償

総合賠償型

親介護補償型

ご加入の手続き
ご加入にあたっての注意事項

万一事故にあわれたとき

保険金をお支払いする場合
保険金のお支払額

重要事項のご説明

ご加入内容確認事項

保険金をお支払いする場合 / 保険金のお支払額 (続き)

※印を付した用語については、P.18～19の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
親介護補償型(特約)	<p>保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)※となり、30日を超えて継続した場合</p> <p>(*)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日*からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">介護一時金額の全額</p> <p>(注) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>

●D型については、「一般の事故の場合」の補償部分には自衛隊の固有危険補償特約および特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、「交通事故の場合の上乗せ(交通事故危険のみ補償特約セット)部分」には、自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用)がセットされています。

●C型、D型の「交通事故の場合の上乗せ部分」には、交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、次に掲げる事故等によるケガ*に限り、傷害保険金をお支払いします。

- ① 運行中の交通乗用具*との衝突、接触等(*)
- ② 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(*)
- ③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含まれません。)
- ④ 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
- ⑤ 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(*) (ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りです。)
- ⑥ 交通乗用具の火災
- ⑦ 以下D型のみ(自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用))

○自衛隊が保有している戦車、自走砲、装甲車、けん引車、雪上車その他装軌装輪車両、航空機、艦艇との接触、衝突(道路外事故を含む)などの交通事故(ただし、艦艇搭乗中の事故は、運行中の艦艇の火災、沈没、転覆、座礁、衝突、接触による事故、運行中の艦艇外への転落による事故および運行中の艦艇内での転落による事故に限りです。)

○自衛隊の管理下においてスキーを装着して行う訓練中の事故

○災害派遣等の「自衛隊法関連規定A」(P.17参照)に基づく自衛隊職務遂行中に発生した地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による交通事故

(*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。

●C型、D型の「一般の事故の場合」補償部分および、K型の傷害死亡・後遺障害保険金額部分には、天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。「交通事故の場合の上乗せ(交通事故危険のみ補償特約セット)部分」には天災危険補償特約はセットされていませんが、自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用)がセットされている場合には、災害派遣等の「自衛隊法関連規定A」(P.17参照)に基づく自衛隊職務遂行中の事故に限り補償します。)

●C型、D型には、第三者の加害行為による保険金2倍支払特約がセットされているため、第三者からの故意による加害行為(*1)やひき逃げ事故(*2)でケガ*をされたとき、傷害保険金を2倍にしてお支払いします。

(*1) 警察に届出があった場合に限りです。

(*2) 事故の発生の日からその日を含めて60日経過後も加害者を特定できないひき逃げ事故に限りです。

(注) ご加入されたご契約に傷害保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合は、この特約により支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額とします。

●傷害見舞費用補償特約の被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人の配偶者*
- ② 本人またはその配偶者と同居の親族*
- ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚*の子

●第三者加害行為による人身傷害補償特約(被害事故補償保険金・被害事故補償保険金(臨時費用))の被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人の配偶者*
- ② 本人またはその配偶者と同居の親族*
- ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚*の子

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、P.18～19の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合				
<p>傷害保険金</p> <p>（傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金 傷害入院保険金 傷害手術保険金 傷害通院保険金）</p> <p>★傷害補償（標準型）特約</p>	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(注1) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ(注2) ●原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記P.17の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ(注3) ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ(注3) <p style="text-align: right;">など</p> <p>(*)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p><「交通事故の場合の上乗せ(交通事故危険のみ補償特約セット)部分」の場合></p> <table border="1" data-bbox="387 947 1481 1350"> <tr> <td data-bbox="387 947 587 1272"> <p>上記に追加される事由</p> </td> <td data-bbox="595 947 1481 1272"> <ul style="list-style-type: none"> ●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ(注4) ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ(注4) ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ(注4) ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ(注4) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(注2) <p style="text-align: right;">など</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1283 587 1350"> <p>上記から除外される事由</p> </td> <td data-bbox="595 1283 1481 1350"> <ul style="list-style-type: none"> ●別記P.17の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ </td> </tr> </table>	<p>上記に追加される事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ(注4) ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ(注4) ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ(注4) ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ(注4) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(注2) <p style="text-align: right;">など</p>	<p>上記から除外される事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●別記P.17の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
<p>上記に追加される事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ(注4) ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ(注4) ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ(注4) ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ(注4) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(注2) <p style="text-align: right;">など</p>				
<p>上記から除外される事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●別記P.17の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ 				
<p>特定感染症による保険金</p> <p>（特定感染症による後遺障害保険金 特定感染症による入院保険金 特定感染症による通院保険金）</p> <p>★特定感染症危険(後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金)補償特約</p> <p>☆四類感染症危険補償特約(自衛隊の固有危険補償特約)セット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) <p style="text-align: right;">など</p>				

(注1) D型の場合、自衛隊の固有危険補償特約・自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用)がセットされているため、海上警備行動等の「自衛隊法関連規定B」(P.17参照)に基づく自衛隊職務遂行中に巻き込まれたものについては補償します。ただし、自衛隊法第76条(防衛出動)、同第78条(命令による治安出動)および同第81条(要請による治安出動)に規定する職務を遂行するに至った状況(これに準ずる状況を含みます。)におけるものを除きます。

(注2) D型の場合、自衛隊の固有危険補償特約・自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用)がセットされているため、災害派遣等の「自衛隊法関連規定A」(P.17参照)に基づく自衛隊職務遂行中の事故については補償します。

(注3) D型の場合、自衛隊の固有危険補償特約がセットされているため、自衛隊の職務の一環として行う間に生じた事故によって被ったケガについて、補償します。

(注4) D型の場合、自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用)がセットされているため、自衛隊等の管理下において、次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被ったケガに対しては、補償します。

- ① 訓練(演習および実験を含みます。)のため、運行中の交通乗用具(艦艇を除きます。)に搭乗している間
- ② 運行中の艦艇に搭乗している間。ただし、艦艇の運行に起因する次のいずれかに該当するケガに限ります。
 - ア. 運行中の艦艇の火災、沈没、転覆、座礁、衝突、接触によるケガ
 - イ. 運行中の艦艇外への転落または運行中の艦艇内での転落によるケガ
- ③ 航空機を操縦することを職務とする被保険者が職務上操縦している間または航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間

保険金をお支払いしない主な場合(続き)

※印を付した用語については、P.18～19の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>日常生活個人賠償責任保険金</p> <p>日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用)</p> <p>★日常生活個人賠償責任補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>受託物賠償責任保険金</p> <p>★受託物賠償責任補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含まません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族※に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことによる損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記P.17の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>傷害見舞費用保険金</p> <p>★傷害見舞費用補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により発生した費用 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打によるケガ※ ●被保険者の職務遂行に起因するケガ ●被保険者と同居する親族※が被ったケガ ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務中に被ったケガ ●自動車等※の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因するケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動により発生した費用 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガによって発生した場合を含みません。) ●原因がいかかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>被害事故補償保険金</p> <p>被害事故補償保険金(臨時費用)</p> <p>★第三者加害行為による人身傷害補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 <p style="text-align: right;">など</p>

保険金をお支払いしない主な場合（続き）

※印を付した用語については、P.18～19の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 ★介護一時金支払特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療[※]を目的として医師[※]がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[※] <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 保険期間の開始時^(※1)より前に要介護状態の原因となった事由^(※2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^(※2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (※1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2) 公的介護保険制度[※]を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>

補償対象外となる運動等（自衛隊の公務の一環として行う間の取扱いについてはP.15(注3)を参照(D型のみ)）

山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。

(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。

(※3) 職務として操縦する場合は含みません。

(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる主な「受託物」

日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）、原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱[※]、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注) <自衛隊法関連規定>

A	自衛隊法第83条（災害派遣）、同第83条の2（地震防災派遣）、同第83条の3（原子力災害派遣）および同第84条の5（後方支援活動等）第2項第3号
B	自衛隊法第81条の2（自衛隊の施設等の警護出動）、同第82条（海上における警備行動）、同第82条の2（海賊対処行動）、同第82条の3（弾道ミサイル等に対する破壊措置）、同第84条（領空侵犯に対する措置）、同第84条の2（機雷等の除去）、同第84条の3（在外邦人等の保護措置）、同第84条の4（在外邦人等の輸送）、同第84条の5（後方支援活動等）、同第100条の5（国賓等の輸送）、同第100条の6（合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供）および同第100条の8（オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供）、同第100条の10（英国軍隊に対する物品又は役務の提供）、同第100条の12（フランス軍隊に対する物品又は役務の提供）、同第100条の14（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供）、同第100条の16（インド軍隊に対する物品又は役務の提供）、同第100条の18（ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供）、同附則第7項第2号および同附則第8項第2号、防衛省設置法第4条第1項第18号（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと）

※印の用語のご説明

< 保険金をお支払いする場合／保険金のお支払額 > (P.11～14)

ア行

- 「**医学的他覚所見のないもの**」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「**医師**」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
傷害見舞費用補償特約	被害者以外の医師
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

カ行

- 「**ギブス等**」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「**ケガ**」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「**急激**」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「**偶然**」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「**外来**」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「**傷害**」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み^(*)、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
(*)自衛隊の固有危険補償特約がセットされる場合には、急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づく公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の対象となるものに限ります。）も傷害に含めます。
- 「**ケガを被った所定の部位**」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）ただし、長管骨を含めギブス等^(*)の固定具を装着した場合に限ります。
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「**後遺障害**」とは、治療^(*)の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの^(*)を除きます。
- 「**公的介護保険制度**」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

サ行

- 「**重度後遺障害**」とは、後遺障害が発生し、その後遺障害が別紙被害事故損害額基準付表I（後遺障害別等級表）の区分において第1級から第3級までに認定されたものをいいます。
- 「**手術**」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療^(*)に該当する診療行為^(*)
 - (*)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*)②の診療行為は、治療^(*)を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「**親族**」とは、6親等内の血族、配偶者^(*)および3親等内の姻族をいいます。
- 「**先進医療**」とは、手術^(*)を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

タ行

- 「**第三者**」とは、第三者加害行為による人身傷害補償特約の被保険者以外の方をいいます。
- 「**治療**」とは、医師^(*)が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「**通院**」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療^(*)を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「**特定感染症**」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症^(*)をいいます。
(*)防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づく公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の対象となるものに限ります。

ナ行

- 「**入院**」とは、自宅等での治療^(*)が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^(*)の管理下において治療に専念することをいいます。

(次ページへ続く)

八行

- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「賠償義務者」とは、被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する方をいいます。
- 「発病」とは、医師*が診断(*した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
(*人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「ひき逃げ」とは、次のいずれにも該当する交通事故をいいます。
 - ①道路上における被保険者と自動車等(これらに積載されているものを含みます。)との衝突・接触等の交通事故
 - ②上記①の事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な措置を行わず逃走し、加害者がその事故の発生の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないもの
- 「保険金請求権者」とは、被害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する方をいいます。
 - ①被保険者(被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として。)
 - ②被保険者の父母、配偶者または子

マ行

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ヤ行

- 「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上)
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。(詳細はP.7をご参照ください。)
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)
要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態(詳細はP.7をご参照ください。)
- 「要介護状態開始日」とは、次のいずれか早い日をいいます。
 - ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日
 - ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等(注)の効力が生じた日
 (注)要介護認定等は、要介護状態区分が「3」以上の場合に限ります。

ラ行

- 「臨時費用」とは、被保険者が被害事故の直接の結果として保険金の支払事由に該当する場合に、保険金請求権者が臨時に必要とする費用をいいます。
- 「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法ならびに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

< 保険金をお支払いしない主な場合 > (P.15~17) (< 保険金をお支払いする場合/保険金のお支払額 >に掲載のものを除く。)

カ行

- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)、または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

試運転に訓練を含む特約(ただし、自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。)

・交通事故危険のみ補償特約

(注)いずれもそのための練習を含みます。

- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用)がセットされる場合には、自衛隊等が保有している戦車、自走砲、装甲車、けん引車、雪上車その他装軌装輪車両、航空機、艦艇も交通乗用具に含まれるものとします。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

サ行

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「乗用具」とは、自転車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

タ行

- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面的内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。保険金が支払われる事故の種類によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方は次のとおりです。

被保険者の範囲	加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方
---------	--------------------

- 保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

		保険金が支払われる事故 (○: 補償対象 ×: 補償対象外)	
		右記以外	交通事故
特約セットなし		○	○
特約セット	交通事故 危険のみ 補償特約	×	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活個人賠償 責任補償特約	(a) 本人(*1) (b) 本人(*1)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子)
受託物賠償責任 補償特約	(e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
傷害見舞費用 補償特約	(a) 本人(*1) (b) 本人(*1)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)
第三者加害行為に よる人身傷害補償 特約	(d) 別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子)
介護一時金 支払特約	この特約の被保険者として加入申込票の被保険者欄に記載された方 なお、被保険者としてご加入いただける方は、次のすべてに該当する方となります。 ・退職者ご本人(*1)および配偶者の血族の親(*3)(養親を含む) ・保険始期日(令和7年4月18日)時点で満30才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方 ・退職時に親介護補償型(特約)に加入されていた方

- (*1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
 (*2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
 (*3) 申込人1人につき最大4名まで加入可能。
 (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。
 住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットP.11~14をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットP.15~17をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP.6~7「総合賠償型」「親介護補償型」およびP.11~17をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、加入申込票の保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットP.8をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は防衛省共済組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
- ②他の保険契約等^(*)に関する情報

(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷 害 死 亡 保 険 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
上 記 以 外	上 記 以 外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・ 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・ 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*) 保険契約 その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレットP.8記載の方法により払込みください。パンフレットP.8記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP.15~17をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレットP.8記載の方法により払込みください。パンフレットP.8記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。

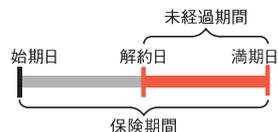
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP.9をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットP.8をご参照ください。



万一、事故が起こった場合は
遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189 (無料)
事故は いち早く
事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス
「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。

この保険商品に関するお問い合わせは
【代理店・扱者】
弘済企業株式会社本社 保険部
東京都新宿区四谷坂町12番20号KKビル
TEL 03-3226-5812
受付時間:平日9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます。)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)
「チャットサポートなどの各種サービス」
こちらからアクセスできます。
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

指定紛争解決機関
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**
・受付時間 [平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
 保険金額(ご契約金額)
 保険期間(保険のご契約期間)
 保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・ 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
 *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・ 加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？
 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
 *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・ この保険制度に新規加入される場合
- ・ 既にご加入の内容を変更してご継続される場合
 (被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- ・ 既にご加入されているがご継続されない場合

よくあるご質問

Q1 年度途中で予備自衛官(即応予備自衛官含む)に入隊しましたが、本人・家族ともに新たに加入できますか。

A1 予備自衛官に入隊することにより、本人(D型)、家族(C型)ともに年度途中から加入することができます。

ただし、予備自衛官を退職した場合は加入資格を失いますので、年度途中で脱退(ご希望により当該保険年度は継続加入することは可能)することになります。

なお、既に「防衛省退職後団体傷害保険」にご加入されている場合は、C型で継続加入いただくことも可能です。

Q2 保険料振替口座の登録や変更をインターネット上で行うことはできますか。

A2 ご希望の場合は全国の駐屯地・基地に常駐している弘済企業代理店にご連絡ください。代理店から「インターネットによる口座情報登録お手続きのご案内」をお送りしますので、二次元コードを読み取りご希望の金融機関を選択しお手続きを行ってください。

「保険金請求WEB」をぜひご利用ください **24時間365日ご利用できます**



ケガ

1回のWEB手続きだけで保険金の請求ができます。

WEBでいつでもどこでも待ち時間がなく、ペーパーレスで簡単に手続きできます。

WEBで保険金請求ができる場合

- ①ケガをしたご本人(被保険者)^(※)の手続きであること
- ②治療が終了していること。
- ③保険金の振込指定口座がご本人(被保険者)名義であること。

- ◆ ①②③を満たしていても次の場合は追加で書類のご提出が必要です。保険金お支払センター担当者からご連絡します。
 - 保険金の請求額が30万円を超える場合
 - 医療機関等への照会が必要な場合
 - その他、請求にかかわる書類が必要な場合
- ◆ ご請求にあたり「継続契約に関する注意事項」をご確認ください。(9ページ参照)

(※)加入者の未成年のお子様の場合には、親権者様からのご請求手続きが必要です。



手続きは
**スマートフォン・PCで
簡単にアクセス!**



こちらの二次元コードから簡単にご利用できます。



<https://www3.web-ms-ins.jp/dfweb/?p=4b5a1>

【保険金請求WEBの入力に関するお問合わせ】
三井住友海上火災保険株式会社
傷害疾病第五保険金お支払センター

TEL:03-3259-3385

受付時間：平日 9:00～17:00 ※土日・祝日・年末年始は除きます。

電話によるご連絡をご希望の方は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

TEL:0120-258-189(無料)

事故は いち早く

ご連絡先 保険金の支払い条件その他この保険の詳細については下記へご照会ください。

代理店・扱者

弘済企業株式会社本社 保険部

東京都新宿区四谷坂町12番20号 KKビル TEL. 03-3226-5812
・受付時間 [平日 9:00～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

引受保険会社(幹事会社)

三井住友海上火災保険株式会社

公務第一部公務室

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL.0570-050-122